

当社・団体(出展者)は、上記展示会への出展参加をJATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会(主催者)事務局宛てに以下の通り申し込みます。本出展申込に当社・団体と主催者が署名または記名及び押印することで申し込み、本出展申込書裏面に記載された出展規約を遵守することに同意します。

↓太枠内は全てご記入ください。

申込日 年 月 日

会社・団体名: (和文)		(社印)
会社・団体名: (英文)		
↑記入頂いた会社・団体名が出展者リストに掲載されます。		
姓	名	
ふりがな (日本語)		役職名: (日本語)
代表者名: (英語) First Name	Last Name	役職名: (英語)
(郵便番号)	(都道府県)	(区市町村)
所在地: -		(番地番号) (ビル名)
TEL: ( )	FAX: ( )	E-mail:
ホームページ: http://		

↓担当者情報(連絡窓口)、1名様のみ。

姓	名	ご担当者のお名刺を添付ください。
ふりがな (日本語)		
担当者名: (英語) First Name	Last Name	
部署:		
役職:		
TEL: ( )		
FAX: ( )		
E-mail:		

## 出展内容/タイプ (小間またはスペース) ※レンタルルームは出展者に限り販売いたします。

● 出展タイプ <2010年2月12日(金)までにお申込の際は、下記より**5%割引**金額にてご請求いたします。>

基礎小間 [ ] 小間 × 472,500円(税込) = [ ] 円  
 ↑ 1小間以上からご利用となります。また、1小間毎の追加申込となります。

スペース [ ] スペース × 409,500円(税込) = [ ] 円  
 ↑ 9㎡を1スペース(1小間相当)とし、36㎡(4スペース)以上からご利用となります。また、9㎡(1スペース)毎の追加申込となります。

● レンタルルーム <2010年4月30日(金)まで、20部屋程度を予定、申込順により締切ります。>

レンタルルーム [ ] 部屋 × 105,000円(税込) = [ ] 円

## 業種カテゴリー ※該当欄に☑ください。

観光局・大使館  交通・運輸(☐航空 ☐鉄道 ☐バス ☐船舶 ☐レンタカー)  ホテル・ホテルレップ  旅行会社・ツアーオペレーター

コンピューター・IT関係  テマパーク・レジャー施設  旅行関連メディア  旅行産業団体  その他( )

## 希望出展エリア ※希望欄に☑ください。

日本  アジア  中東  ヨーロッパ  アフリカ  北米  中南米  大洋州  旅行会社

運輸機関  ホテル  旅行業IT  出版・メディア  その他( )

## 主催者へのリクエスト

年 月 日 上記の申込みを受理いたしました。

主催者 記入欄	年 月 日 上記の申込みを受理いたしました。	受付No. _____
	JATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会 事務局	出展者ID _____
	事務局長: _____ 印	請求書No. _____

注意事項  
 1) 主催者は、本出展申込・契約書を受け取り後、署名・押印しコピーを返送いたします。返送されたコピーは申込者の控えとして必ず保管ください。  
 2) 主催者は、本出展申込・契約書を受理後、請求書を発行いたします。請求書を受け取り後、請求書に記載された支払い期日までにお支払いください。支払いに関する条件(支払期限、取消料等の扱い)は、本出展申込・契約書裏面の出展規約に準じます。

# JATA 世界旅行博 2010 出展規約



## 出展申込及び出展契約の成立

- 出展申込は、出展希望者（以下「申込者」といいます）が所定の出展申込書及び本規約の内容を承諾した上で、出展申込書に必要事項を記入し、署名又は記名及び押印の上、JATA 国際観光会議・世界旅行博実行委員会（以下「主催者」といいます）の下記事務局宛に送付する方法（郵送、ファクス、電子メール添付のいずれの方法も可能とします）により行うものとします。
- 主催者が、申込を受理する出展申込書の主催者記入欄に署名・押印し、そのコピーを申込者に郵送により発送した時点で出展契約（以下「本契約」といいます）が成立することとします。なお、出展申込書のコピーは出展者（申込が受理された申込者をさし、以下も同様とします）の控えとして必ず大切に保管してください。
- 申込者は、主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。
- 出展申込書提出の最終締切日は2010年4月30日（金）（必着）とします。但し、最終締切日前であっても、先着順で出展小間が完売され次第、申込を締め切るものとします。なお、2010年5月1日（土）以降に出展小間に空きがある場合には、申込を受け付ける場合があります。

## 申込書送付・問合わせ先：

JATA 国際観光会議・世界旅行博実行委員会事務局  
〒105-0004 東京都港区新橋2-12-5 池伝ビル8F  
TEL 03-6891-1150 FAX 03-6891-1152 E-mail expo@jata-wtf.com

## 出展資格

本会へは、旅行会社、観光局・大使館、官公庁、地方自治体、航空・バス・クルーズ・レンタカーなどの運輸機関、ホテル・旅館などの宿泊機関、ツアーオペレーター、旅行業支援 IT 企業及び旅行関連メディアその他旅行産業関係団体・企業並びに主催者が相当と認める団体・企業のみが出展できるものとします。但し、これらの団体・企業であっても、主催者が当該取扱い内容が旅行業・観光業その他本会の目的と関連性がない、もしくは関連性が乏しいと判断した場合、出展者が外務省海外渡航情報において自肅勧告が出ている国・地域等に関する出展を行う場合、又は主催者が出展者の出展により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがあると判断した場合、その他主催者が出展を認めないのを相当とすると判断した場合には、出展をお断りする場合があります。

## 出展料の請求と支払い

- 出展者は、請求書を受領後、請求書に記載された支払期限（原則として申込日より1ヵ月後とします）までに、請求書記載の出展料全額を一括で、下記指定口座へのお振込又は小切手の主催者事務局宛ご送付のいずれかの方法によりお支払いください。
- 出展者が前1項に規定する出展料の支払いを遅滞した場合は、年14.6%（365日の日割計算）の遅延損害を主催者に支払うものとします。

## 振込先：

口座名義：社団法人日本旅行業協会  
（シャダンホウジン ニホンリョウコウギョウキョウカイ）  
振込先銀行：みずほ銀行 丸之内支店 普通預金 2498554  
所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1

## 小切手送付先：

〒105-0004 東京都港区新橋2-12-5 池伝ビル8F  
JATA 国際観光会議・世界旅行博実行委員会事務局  
TEL 03-6891-1150 FAX 03-6891-1152  
※ 支払いはすべて日本円とします。海外送金の際は、支払い時のレートを適用してください。  
※ 振込手数料は出展者の負担にてお振り込みください。

## 申込解約および取消料

出展者が本出展契約の解約を希望する場合は、①出展者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面をもってその旨を申し出ることとし、当該申し出が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。なお、各解約日による取消料は以下の通りとなります。

- 2010年5月14日（金）までに解約する場合、1小間/9㎡あたり50,000円
- 2010年5月15日（土）以降同年5月31日（月）までに解約する場合、出展料の50%
- 2010年6月1日（火）以降に解約する場合、出展料の100%

## 主催者の解約権

本契約成立後であっても、主催者は、出展者の取扱い内容が旅行業・観光業その他本会の目的と関連性がない、もしくは関連性が乏しいと判断した場合、出展者が外務省海外渡航情報において自肅勧告が出ている国・地域等に関する出展を行う場合、主催者が出展者の出展により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがあると判断した場合、その他主催者が出展を認めないのを相当とすると判断した場合は、本契約を解約することができるものとします。この場合、出展者は出展料の返還を請求できないものとします。

## 契約の解除

- 主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることもなく本契約を解除することができるものとします。
  - 支払期限を徒過しても出展料の全部又は一部を支払わない場合。
  - 出展小間を出展目的以外の目的で使用した場合。
  - 出展申込書、本規約、出展要項、会期中マニュアルに違反した場合。
  - 著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合。
  - 出展者が主催者の指示に従わない場合。
  - その他主催者と出展者の信頼関係が著しく破壊されたときと客観的に判断できるとき。
- 前項に規定する場合は、主催者は直ちに出展者を本展示会場より排除することができるものとします。
- 第1項の規定により本契約が解除された場合は、出展者は既に支払い済みの出展料の返還を受けることができないものとします。
- 第1項及び第3項の規定は、主催者の出展者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

## 身元保証書の発行および入国査証

主催者は、出展者に対し身元保証書の発行は行っておりません。日本への入国査証については、出展者ご自身でご取得くださるよう、お願い致します。国籍によって査証取得の必要有無が異なりますので、詳しくは外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/j/info/visit/visa/index.html>) をご参照下さい。  
査証の取得有無に関わらず、出展の取り消しに関しては、申込解約となり、取消料発生の対象となります。ご注意ください。

## 展示小間の割当と配置

- 出展者は、展示小間の割当については、主催者に一任するものとします。
- 出展申込をした小間あるいはスペースの譲渡、転貸または交換は主催者の許可なく行うことはできません。
- スペース小間72㎡（8小間分相当）以上のお申し込みをいただいた出展者には、島小間（4面開放）にてスペースを提供いたします。

## 主催者の賠償責任

- 万一本展示会が開催されないときは、主催者は出展者に対し、払込金から既に展示会準備のために要した実費を控除した額を返還します。但し、当該出展者に故意又は過失がある場合には、この限りではありません。
- 主催者は、理由の如何を問わず、展示会のとりやめ、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、出展者又は来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、出展者に対して及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。
- 主催者は、火災、天災、盗難、その他の原因によって、出展者及び代理店並びにこれらの従業員並びに一般公衆その他の第三者が被る事故または一切の損害に対して責任を負わないものとします。
- 主催者は、出展者もしくは代理店又はこれらの従業員の不注意その他理由の如何を問わず、本会の建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
- 主催者は、理由の如何を問わず、本会ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとします。

## 破損などの損失

- 主催者は、出展者及び代理店並びにこれらの従業員その他の関係者の所有物、展示品その他出展関連物件の破損、盗難、紛失等（いずれも搬入時及び搬出時を含みます）による損失については、理由の如何を問わず一切責任を負いません。
- 展示品その他出展関連物件の運搬費用は、出展者が自ら負担するものとします。
- 展示品が未到着の場合といえども、出展者は小間使用料の支払義務を免れません。  
※注：主催者は出展者がこれらのリスクに対して保険をかけることを勧めます。

## 出展者の善管注意義務

出展者は、善良なる管理者の注意をもって出展するものとします。また、出展者は、展示会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を厳守するものとします。

## 騒音基準

音を発生する機械や電気装置を利用する場合、出展者は主催者の事前の書面による許可を受けるとともに、他の出展者の迷惑にならないように操作しなければなりません。主催者は騒音基準を設定する権利を有します。

## 不干涉

出展者は、隣接の出展者に干渉しないものとします。万が一出展者間でトラブルが発生した場合は、当該出展者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出展者がこれに従わない場合は、主催者は当該出展者を排除することができるものとします。

## 原状回復

- 本展示会が終了した場合又は本契約が解除、解約その他理由の如何にかかわらず終了した場合は、出展者は割り当てられた出展小間を原状に回復して返還するものとします。
- 前項の原状回復は出展者の費用及び責任において行うものとします。出展者が前項の原状回復を行わない場合は、主催者は出展者の費用をもって原状回復を行うことができますものとします。
- 出展小間の明け渡し後、当該展示小間に出展者、その従業員その他主催者以外の者の所有物が残存する場合は、主催者は出展者の事前の承諾なく当該残存物を出展者の費用をもって任意に処分することができますものとします。
- 出展者は、理由の如何を問わず、割り当てられた出展小間、出展小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、出展小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等は一切行わないものとします。
- 出展者が、主催者の指定する明渡期日を経過しても出展小間を明け渡さずこれにより主催者に損害が生じた場合は、出展者は主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとします。

## その他

主催者が以下の事項その他ブースの設定に関する条件について出展者に通知した場合は、出展者は当該通知に従うものとします。

- 小間内装飾（電気工事を含む）
- 臨時電話架設
- 出版物
- 出品物
- 広告協賛等
- 搬入・搬出
- 各種届出書類と提出期限
- リース備品の貸し出し
- サービス施設
- 催し物、その他諸案内、諸注意など

## 本規約の変更・追加等

本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、出展者、主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、出展者は最終的には主催者の決定に従うものとします。主催者は必要があると判断した場合は、出展者に通知の上、本規約を改訂又は追補することができます。

## 紛争処理

各出展者は、主催者への出展申込書に署名することによって、本規約を承諾したものとみなします。本出展契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 個人情報の取扱い

主催者は、出展関係者の個人情報、本展示会の開催にあたって必要な情報のやり取りのために使用できるものとします。また、出展者は、主催者が展示企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内を受ける場合があることを承諾するものとします。